

カード利用による「事案のルール」獲得の可能性

陶久利彦

一 問題の所在と本稿の意図

(1) はじめに

大学教育については未だ教科教育法が確立しているとは言い難い。各教員が自ら直面する問題を独自の工夫で処理しようとしているのが実情である。私は2003年9月、東北学院大学土樋キャンパスで開催された「東北北海道一般教育研究会」で「カードによる思考整序法とルール形成の試み」と題する報告を行った^①。その意図は、ここ数年私が演習の時間に試みてきたカード利用の授業形態について、その発端・意図・効果・将来の課題などに触れることにあった。自らが試みてきたことを振り返り、再構成し、言語化することによってその意味を確認したかったのである。残念ながら報告の実際は、タイトルに言うルール形成にまではいたらなかった。私の試みたカード使用は、せいぜい一般的な説明図式の提示に終わっていたからである。

そこで本稿では紛争の法的解決過程に焦点を当て、その中心にある法的ルール形成に対してカード利用がどのように寄与しうるかを考えてみたい。本稿は、法的判断や法的思考そのものを主題とするのではない。法的ルールを獲得し併せて法的判断理解を容易にする教育法の一つとして、KJ法に代表されるようなカード利用法^②がどの程度有効かを検討したいのである。これまでのところ私は、実際に法的判断と関連づけてカード利用法を試したことはない。従って、以下の議論はあくまで将来の可能性について触れるに過ぎない。もしカード利用に積極的意義を見いだすことができるならば、それがどのように働きなせそのような効果が期待できるのかを、探ってみたいのである。ただ本稿は未だ大まかな試論の域にとどまっていることを、予めお断りしておかなければならない。

さて、KJ法を一つの典型とするカード利用法について私が最も興味を持つのは、その基本思想に関わる次の二点である。一つは、カードを使いながらそこに記載されている事実相互の連関を説明する一般的図式を探求する過程で、複数の参加者が相互批判を封じひたすら思いつきを述べる段階が重視されているということである。二つは、カードを使った共同作業を通じて、直観の力を積極的に発揮させることが推奨されているということである。

ある。

(2) 批判の封じ込めと集団間議論の効用

第一番目の点は更に二つの論点を含む。一つは、相互批判をしない段階を重視するということである。これは一見奇妙である。批判的精神を養うことが大学教育の一つの大きな目的であるならば、批判を封じ込めることにどんな意味があるのだろうか。私の答えは、教室という狭い範囲内で経験する限られた実感に根ざしている。学生諸君の態度を見る限り、現在のわが国にあって、高等学校までの教育で有益な相互批判をする機会は殆ど提供されていないように思われる。そもそも自分の意見を開陳するどころか、ごく簡単な質問をすることにさえ自作用が働いているように見える。恥じらいの念というよりもむしろ横並びの意識が、若年層にあっては依然として強く作用しているようである。しかし改めて言うまでもなく、このような態度は学生況や市民として決してほめられたものではない。そうであるならば、せめて教室の場で思ったことを遠慮なく口に出す機会を確保する必要がある。恥だとも思わず未熟だと萎縮することもなく突出を気にすることもなく、ひたすら一つの見方一つの意見を暫定的にせよ述べてみる必要があるのである。なぜなら、一人の意見は他者にとって意表をつくことがありうる反面、たいてい偏っており、他者の意見とつきあわせることによって更に練られ深められていくしかないからである。

このことは、複数の人間が共同で作業を進めることの意味にも関わる。複数の人間は、確かに相互批判を通じてお互いの意見を深めていく。しかしそれ以上に、出された意見を誰のものと同定することなく共同で何事かを発見する手続きに参画することによって、自己の考えを発展させるのである。自説への固執ではなく、一時的にせよ自我を共同の発見主体に同化させることによって自我の狭隘さを脱することが、自我の深化を促す。

二つは、個人としてというよりはむしろ、集団として仕事をすることの重要性に焦点を当てることである。認識や判断の考察方法やその範囲は、個人と集団とでは異なっている。孤立した個人が隔絶した空間の中でひたすら自己と対象にだけ向き合うのが、探求のモデルなのではない。むしろ、一人の枠を超えて集団として智恵を発揮する場面が注目されるべきである⁽³⁾。ただし、もしそうであるならば、カード利用法は実際に判決文を作成するに当たってあまり手助けにはならないかもしれない。なぜなら、最高裁大法廷の裁判官ならいざ知らず、せいぜい三人で事案を処理しているのが通常だからである。大多数の

少額訴訟や軽罪刑事事件は一人の裁判官によって解決されている。複数の人が関わることによるいわば文殊の知恵は、保証の限りではない。よってこの点は、学習過程の中で集団学習がどのような機能を果たしうるか、という論点に関わる限りで表面化するに過ぎない。本稿では、この第一点についてこれ以上触れない。

(3) 直観の重視

むしろ興味深いのは、第二点である。すなわち、カード利用にあっては既存の説明図式からの解放が目指され、直観の力を発揮させることによって新しい説明図式発見の第一歩が踏み出される、というのである。直観ということばの内実はさほど明確とは言い難いが、KJ法でまず念頭に置かれているのは、複数のカード相互に見られる類似性を感じ取る直観である（これを以下では「類推の直観」と呼ぼう）。KJ法から少し距離を置き一般論を展開するならば、少なくとも更に二つの直観ないし感覚を考えることができるのではないかと私は思う。

その一つは、複雑な法的論理を全く知らなくても一挙に結論に到達することを可能にする感覚である（これを以下では「直接的感覚」と呼ぼう）⁽⁴⁾。法的判断にあって類推の直観と直接的感覚の二種類が認められうることは、法的結論が常に法的ルールの適用という正当化要請に応えるべきことに由来する。法的ルールは、一方で事実認定に根ざす構成要件と、他方で規範的評価そのものである法的効果を条件的に結合した形式を持つ⁽⁵⁾。類推の直観は構成要件の部分に、直接的感覚は法的効果の部分に該当するのである。

類推の直観以外に考えられる直観の二つ目は、結論に至る論理に習熟することによって形成される直観である（これを以下では「ルール習熟直観」と呼ぼう）。たしかに、類推の直観も、素朴とはいえ何らかの論理展開を内に含んでいる。だがルール習熟直観では、法的ルールを核とするもっと自覚された論理展開を繰り返すことによって、結論に一挙に到達する能力が養われる。本稿でカード利用を論じるとき私が専ら問いかけたいのは、法的判断に直観——あるいは感覚——がどのように寄与できるのか、ということであり、特に、直観の働きをどのようにして法的ルールという言語的表現にまで昇華させるかということである。

それにしてもなぜ既存の説明図式からのその解放が強調されるべきなのか。そして直観

は、KJ法が生まれたフィールドワークの場所をこえて、法的判断形成という問題次元でどのような役割を演じうるのだろうか。以下では、法的判断形成にとって以上三種の直観がどんな役割を果たすかに専ら焦点を当てることにしたい。

二 法的判断での直観の位置づけ

(1) 法律家のルール習熟直観——正当化の論理と勘の発達

言語を媒介とするコミュニケーションは、独自の論理を発展させる。素人からすれば時として一見奇妙に思われる法的論理はその代表例である。裁判の当事者は一定の約束事に基づいた法的論理を駆使することによって、自己の主張を開陳したり相手のそれを論駁する法的コミュニケーションを交わす。裁判上の法的コミュニケーションは、裁判官の主導あるいは助力の下、判決その他の形式で終結させられる。判決の際裁判官は、目の前の事実関係を詳細に眺め法的論点から事案を整理する一方、結論を導く重要な論点に目配りしながら説得力ある法律構成に腐心する。そして法律構成の基本は、法的ルールに事実関係を包摂するという外観を取ることである。このように法的結論の正当化はあくまで揺るぎない事実認定と透徹した法律構成に基づかなければならない。なぜなら、そのことこそがいつ誰が放つかもしれない批判の矢を防ぐ力を担保するからである。

ところで、事案の審理に深く関わり、法的論理の展開に留意しながら判決文を作成することは、職業人としての一定の感覚を養う。結論を正当化する基本要素として、構成要件と法律効果から成る法的ルール・事実認定・そして結論である法的効果の妥当性をあげるならば、法律家特に裁判官はそれぞれについて経験に根ざした感覚を徐々に育てるようになる。比較的問題の少ない典型的事案を念頭に置いて、当該感覚の働く様を簡単に描いてみよう。そうするとまず、目の前の複雑な対象⁶⁾は、修得積みの法的ルールと事実認定の蓄積から直ちに特定の事案と捉えられると同時に、適用されるべき法的ルールがその対応物として思い浮かぶ。他方で、そのように捉えられた事案にとって望ましい結論が先取りされる。法的ルールの構造に則ってそこから更に積み重ねられるべき複雑な論理をいちいち辿ることなく、事案への一瞥から一挙に結論に至るような感覚が培われるのである。それはちょうど、数多くの名品や贋作を見る骨董屋が長年の経験の末、骨董品の真贋を直ちに見分ける眼力を獲得するのと似ている。これが先述のルール習熟直観であり、裁判官の

「技」とか「技芸」と言われるものがこれに相当するのだろう。ここでの感覚は、法律構成による法的結論の導出という一連の正当化手続きを前提にしながら、審理対象そのものに触れることによって成長する。ルール習熟直観はこの手続きをいわば圧縮するのである。その意味で、複雑な法律構成の作業の蓄積と切り離してルール習熟感覚を語ることはできない⁽⁷⁾。そして新しい法的事案は、既存の解決策と結びついた典型的な事案とどのように似ているか、という類比的観点から眺められ、把握され、処理される。

だが、以上はルール習熟直観の発生について述べたに止まる。法的判断全体がルール習熟直観だけによってすべて処理されるのではない。裁判官が実際にどのようにして結論に至るのか、という発生の問題に視線を転じるならば、さしあたり先取りされた結論や法的ルール等を更に検討の俎上に載せなければならない。そうすると、正当化を構成する様々な要素を順次あるいは随意に考慮しながら、——場合によっては、正当化の項目には入っていない要素が実際には作用することもあるかもしれない——それぞれの要素を行きつ戻りつしつつ螺旋を描いて結論に収束する、と概括的に言うことができる⁽⁸⁾。ルール習熟直観によって先取りされた結論や事実認定や法律構成は、それら相互連関や一般化がもたらす効果等の要素を加味していくことによって徐々に修正を加えられ、洗練されていく、と考えられる⁽⁹⁾。

(2) 洗練されていない直接的感覚——法原理との素朴な直結

ところで、このような過程を経て獲得される法的結論は常に多くの批判にさらされている。経験上、法律家同士にあっても唯一正しい結論は存在しない、と言ってよさそうである。だからこそ三審制が取られているのもある。ある論者から見れば、論理としては首尾一貫していながらも結論がどうしても不当である、と思われるような判決がある⁽¹⁰⁾。そのとき、何が結論を不当と思わせるのだろうか。そう問いかけるならば、まずは判例の流れとの非整合性とか法律の文言からの極端な乖離といった、法内在的理由を考えることができる。正当化の論理を構成する要素の一つ一つとつきあわせる必要が出てくる。法律家相互のルール習熟直観の違いが浮き彫りにされることもあるだろう。だがその一方で、先述の直接的感覚からの異議申し立てもありうる⁽¹¹⁾。そこでの感覚はたいてい、職業裁判官とは違って、事実関係と結論部分との典型的結び付けを一挙に想起させるような法的に洗

練された感覚なのではない。ルーティン化された事案処理を可能にする感覚なのではない。そうではなく、事案と結論との従来の結び付け自体に疑問を抱かせるような感覚なのである¹²⁾。それはまだ言語的に十分表現される段階には至っていない。従って、あえて概念を用いた言語化を試みるとしても、せいぜいが「社会的公正」、「実質的正義」、「具体的妥当性」といった、甚だ抽象的な法原理として総括されるに過ぎない。

(3) 直接的感覚と法原理

抽象的法原理の中身は、法律家によって洗練された形で定式化される。だが、それらの発生の現場ないし説得力の支えに視線を向けるならば、法律家が語る言語やルール習熟直観の更に低次の且つもっと強い次元で、非法律家の単純な直接的感覚に突き当たる。その典型は、ある境遇に置かれている人の生活を肌で知っているような場合に働く、その生活に密着した感覚である。生活を構成する要素は甚だ卑近である。例えば、寝起きし、労働に精を出し、家族との団らんを楽しみ、他者との軋轢に悩み、ささやかな贅沢に豊かさを感じ取るような感覚である。そこで触れあう物とか仕事の手順とか状況に応じた振る舞い方等に示される、身体的感覚である。日常家事、雑事、地域住民とのふれあい、子どもや学校でのおつきあい等、特定の目的に限定されない、誰もが経験する生活の中で直接的感覚は磨かれる。

ここでの感覚は、先の法律家のそれとは違って緻密な法律構成という作業によって洗練されているのではない。そうではなく、それぞれの人がそれぞれの生活の中で養ってきた素朴な感覚である。物事の流れや相互関連に関する一定の認識は、同時にあるべきものとして規範的に捉えられてもいる。法律家も又このような感覚を持っているはずである。しかし、職業人としての経験によって洗練されてくるルール習熟直観と比較するならば、直接的感覚は遙かに単純であり、それだけに日常生活感覚に近い。そうであるだけに数は限定されており内容は漠然としているが、反面その力は強く容易なことでは揺るがない。

素朴な直接的感覚の源を日常生活の次元から更に遡るならば、限りなく身体へ近づいていく。なるほど世界は言語によって明確に構成されるのではあるが、言語的構成以前に別の仕方で構成される世界も又存在する。それは、言語的コミュニケーションに先立つ身体的コミュニケーションによって成立する世界である。そこには、身体的コミュニケーショ

ンの中で形成され更にはそれを促す役割を果たすものとして、身体に根ざした「感覚」がある。身体的直接的感覚は、対象の中に大まかな、しかし生存にとっては決定的に重要な差異を設ける。感覚は絶えず変化する物事の姿を肌に直接関わるような仕方で捉えるのであり、言語はその感覚が提供してくれる物の姿をできるだけ正確に表現すべく考案され、組み合わせられなければならない。

そこでの感覚は、触覚や嗅覚や視覚などのいわゆる五感に限定されてはいない。まだ感情にまで昇華されておらず、感情を呼び起こす一歩手前の対象に直接関わる反応や応答なのである。感覚は感情という情緒的側面の更に基底にあり、物事の因果的連関などについても一定の予見を形成する。感情は主観的情緒に染められているが、感覚は情に先だって働く「対象への直接的関わり」とでも言える。従って、ある対象への感覚が通時的に変化をもたらさない場合であっても、感情は気分に応じて変化しうる。このような感覚こそが身体に最も直接的に関わり、それ故に最も生々しい心理的傾向や構えを形成する基盤になる。

(4) 法原理から法的ルールへの具体化

このような身体に密着した生々しい直接的感覚こそが、それと対極にあるかのように思われる抽象的法原理に結びつき、その説得力を支えるのである。問題となっている事実関係に関して肌に直接感じるほどの感覚が、当該判決で述べられる結論の不当さを嗅ぎ取る。「その結論はどこか変である」と感じさせるのである。この直接的感覚は、認定された事実によって触発される。眼前に提供された雑多な対象——あるいは、言語的に表現されているとしてもまだ特定の法的ルールの観点からきれいに整序されていない対象——は、特定の「事案」とか「事件」とか「事実」として把握される。だが直接的感覚が働く多くの場合、その把握は対象の多様な側面を念入りに考慮した上でなされるのではない。むしろ、対象の中の何ものかが特別注目を引く側面として一挙に際だってくる。あるいはそれは、中間的論理の媒介を一切排除したものごとの真理そのものであるかもしれない。直覚主義はそのように主張するだろう。しかし場合によっては、ちょうど現在の社会的事件報道に見られるように、視聴者の琴線に触れる部分、過度に刺激的な側面、あるいは社会的偏見に訴えるような断片などの可能性もある¹³⁾。要するに、「どこか変だ」という直接的感

覚の反応だけでは、対象そのものもかなりの程度単純化して捉えられているに違いないのである。

そうであるならば、その直接的感覚から最終的結論がそのまま導かれるわけでもない。少なくとも法的判断の領域にあっては、仮に直接的感覚によってものごとの法的真理が把握されるという仮定に立つとしても、更に加えてその結論を論理整合的に組み立てる作業すなわち法律構成が不可欠である。そして緻密な法律構成に腐心することが、場合によっては直接的感覚のもたらす結論を疑問視させることもありうる。直接的感覚をあまりに重視することは、一方ではかなり危険な道に迷いかねないのである¹⁰⁾。これは、法的解決が法原理だけからではなく、できる限り既存の法的ルールの適用という正当化外観をとるべきである、という事情とも密接に関わっている。法的結論は、直接的感覚による否定的判断からもっと積極的でもう少し具体的な判断へと転じなければならない。と同時に、その結論を論理整合的に導くことを可能にする法的ルールが、明瞭に示されるべきなのである¹¹⁾。なぜなら、結論の理由づけをできる限り明瞭で具体的にすることによって、判決への事後的批判の可能性が一層拡大するからである。又、そうしなければ、結論があまりに不明確で抽象的なままに終わるからである。重要なのは、ルール習熟直観や直接的感覚や法感情を無条件に真理を保障する能力として絶対視するのではなく、さりとして未熟な直接的反応として単に克服されるべき一段階とみなすのでもなく、事案適合的な法的ルール発見に至る大きな足がかりと考えるということである。そして、続いて形成されるべき法的ルールには、それら直観を適切に反映しているような表現が盛り込まれるべきなのである。

さてこのように、結論が先取りされる時には、同時に眼前の対象も一定の事案としてかなり単純化された形で把握される。それに応じて、抽象的法原理が結論先取りと同時にすぐ思いつくだらう。直接的感覚が働く次元では、ルールによる判断ではなく典型化された事案や像に直ちに連結された結論がストレートに意識に上る。あるいは大まかな言語表現のままに、法原理による大胆な単純化が行われる。直接的感覚が強調されるとき、法的ルールはどちらかと言えば直接的感覚の示すものの背後にぼんやりとその姿をかいま見せるだけなのである。法的ルールは原理に比べてもっと具体的であり更に分化しているから、法的ルールあるいはルール一般は、どちらかと言えば眼前の対象とにらみ合わせた反省作用の中で初めて意識される。結論に至る理由を対象に即して言語的に正確に表現するよう

求められ続けて、ようやくルールによる説明が試みられる。本稿ではこれまで、カード利用に関連させて感覚や直観の働きを強調してきた。では、そもそも感覚は法的ルールに対してどのような関係に立つのだろうか。直接的感覚と原理との親和性に対して、感覚一般と法的ルールはどのような関係にあるのか。先に指摘した法律家の感覚形成や法獲得過程を今一度振り返ってみよう。

三 法的ルールと感覚との関係

(1) ルールと感覚の相互関係一般

我々の世界は、(法)原理によってかなり大まかに構成される。だが、我々の眼前に現れる多様な現象や感覚与件を実践活動に役立つように理解し整理しようとするならば、原理よりも具体的で事実よりも抽象的な現象把握図式を用いて、複雑な現象を適度に単純化しなければならない⁶⁶。法的ルールはその一つである。そのような中間的説明図式がひとたび確立されると、目の前の対象が具体的状況下での人間活動にとって適合的なように、きれいに整理され理解され把握される。その一方で、その図式から抜け落ちていく対象は原理を用いるときよりも少なくなる。

感覚は元来、直接的対象によって触発される。だが、その感覚が中間的説明図式による事象把握に慣れてくると、その慣れから新たな感覚が生じてくる可能性がある。現に先述のように、法律家のルール習熟直観は法律構成を積み重ねていくことによって養われるのである。直接的感覚による対象それ自体の把握も、説明図式の導入によってなにほどかの影響を受けるだろう。例えば、天動説に疑問を挟まない人と地動説を信じている人の間では、あるいは天体占いに詳しい人とそうでない人との間では、星の輝きは全く別のものに見えてくるだろう。直接的感覚とは違い、説明図式やルールによって既に解釈された対象把握になじむ感覚が発生するのである。

(2) 法的ルールによる直接的感覚の鈍磨

このように法的ルールへの習熟が増し、それに応じたルール習熟直観が洗練されればされるほど、直接的感覚はそれに反比例して鈍くなる。なぜなら、法的ルールは原理よりもっと細かく対象を捉えることによって、それを一定の事実へと構成するからである。対

象の分類や説明図式が一層詳しくなればなるほど、対象を一挙に大きくつかみ取る感覚は分断される。個別具体的なものへの直接的接触が生き生きとした直接的感覚を生み、常に新たに再生産すると言えるならば、ルールは直接的感覚を枯渇させ、一定の枠の中に閉じこめる。例えば、実に多様な事実関係から成り立っている医療過誤紛争が、「医療契約上の債務不履行」として説明される場合を想起しよう。確かにこのような説明は法的に明快である。その把握に従って次にはいわば自動的に一定の結論を導くような法的論理が展開される。しかし他方で、例えば医師の側からの説明が十分になされないという一事だけに集中していた患者の不満は、法的論理に合わせるようにぎごちなく整理されていく。右の法的説明に適合する側面以外の事実把握は切り捨てられていく。そのような対象把握が重なるならば、仮にその説明が必ずしも適当ではないと思われる新しい事象が現れるときにも、当該ルールや説明図式に固執する態度が生まれがちである。そこでは、直接的感覚を発揮させる余地が殆ど失われた、ということになるだろう。

四 直観とカード利用

(1) 直観ないし感覚が目指す方向

紛争の法的処理がおおむね妥当であるときは、結論部分に対する直接的感覚もルール習熟直観も、大きな違和感をもたらさない。表面に出てくるのは法律構成を中心とする法的論理のみである。通常、余り難しくはない定型的な事案の場合にはそれで十分である。これに対し、直接的感覚を今一度生き生きとさせる必要が強く感じられるのは、既存の法的ルールがどこにも見あたらないと思われるとき⁷⁾、あるいは既存の法的ルールが当該事案を解決するには不適切と感じられるときである。はたまた法律学の初学者のように、法的ルールについて何の予備知識もないままに事実関係だけが目前に展開されていて、その事案の解決策を考えるように求められるときであろう。ではそのとき直接的感覚はどのように働くのだろうか。

(2) 混沌と感覚

そのようなとき、直接的感覚は目の前の対象に向かう以外にない。なるほど、対象の一部は人の直観を刺激するような側面を含んでいるかもしれない。しかし、それはまだ断片

的な刺激に止まっており、最終的にその対象全体を総括的に把握するにはほど遠い。既存の説明図式から解放された対象は通常混沌としており、まだ秩序づけられていないのである⁽¹⁸⁾。

そこで、KJ法の基本思想が想起される。川喜田によれば、KJ法の特徴は「混沌をして語らしめる」点に示される。一見秩序がなくバラバラに集まっているに過ぎないような対象もしくはデータを、一切の予見から自由であろうと努めつつ眺め、そこから秩序を作り出そうと試みるのである。では、新しい秩序（＝説明図式）を作り出す契機は何か。他ならぬカード相互の類似性である。既存の法的ルールの視点から対象を眺めるということは、そのルールの観点に即したような側面の類似性を複数の対象の中に認めるということである。今度はその視点から解放され、新たな共通性をカード記載対象——あるいは素朴に構成された事実——に見るのである。視点の変更は、あくまで一枚一枚のカードに記載されている対象を相互に比較することによって可能になる。類推の直感が働くのである。と同時にこの直感を固定化することなく絶えず相対化し、カードの新しい組み合わせを求めなければならないだろう。

直接的感覚を働かせて結論の妥当性に疑念を差し挟むこともまた、類似性の発見という作用（＝類推の直観）に基づいている。ただ、この場合には規範的意味が前面に出てくる。直接的感覚の対応物である法原理の中核には、事実についての典型例というよりはむしろ、規範的理想像が念頭に置かれているはずである。理想的な誠意、理想的な「医師——患者関係」、理想的な謝罪等々。それらに照らして目の前の結論が著しく外れているときに、「何か変だ」という疑念が強く浮かぶのである⁽¹⁹⁾。

（3）直接的感覚の復権を促すカード利用

ところで、既存の法的ルールによる事案の把握から解放され、ひたすら眼前の対象に即して類似性を見つけようとする態度は、頭の中で異なった像を比較したり抽象的思考を巡らすことによっても可能であるかのように見える。果たして、カード利用によって類似性発見は促進されるのだろうか。ここにいたってようやく、本稿の主題であるカード利用の意義について述べることができる。

一つの説明は次のようなものである。カード化は思いつくことの外化である。加えて、

思いつくことが一つの文章の形でカードに分割されることによって、議論の素材が空間的に容易に確定できるという利点を持つ。外化はカードに書かれてあることをその表明者の主観からとりあえず切り離し、誰もがそれを検討できる客観的断片に変ずるのである。既存の説明図式や先入見を振り払うことは、本人の反省作用だけで可能になるのではない。自身の先入見への反省は、常に一定の情緒的作用を伴っているという点で、自らに対する十分な距離を保つことができない。この「距離を取る」ということが新しい発想にとっては最も重要なのである。この点で、カードによる思考の外化は自分自身に対して一定の距離を取りやすくする効果を持つ。

第二に、カードは一枚一枚が独自の価値を持っており、どれか一枚を最初から価値のないものとして無視することを許さない。事実上、カード平等主義が貫徹されるのである。始めから解釈図式や説明図式を先行させるときには、その図式に当てはまらない対象や事実は無意識のうちに無視されかねない。しかし、そのような場合にカードは厳然たる存在を主張する。あるカードを視野の外に置こうとしても、検討されるべき机の上に他のカードと同じ大きさを持って取り扱いを待っている。そのカードの存在を無視する無理な説明図式は、すぐに破綻する。そうすると、すべてのカードをうまく説明するためには重要ではないと判断されるカードを別枠として扱うか、もしくは説明図式自体を変更するしかない。仮に前者であったとしても、新しい説明図式に基づいてカードの重要度が判定されるしかないのである。

第三に、カード利用は問題の解剖学的処理法に似ている、と言えそうである。それを更に敷衍すれば、イエーリングがローマ法学に仮託して主張した構成法学の一方法と相通じるところがある²⁰⁾。全体を構成しているはずの要素を解きほぐし、分断し、その上で新たに整理する作業が、カード利用によって容易になるのである。

五 法的判断とカード利用

(1) 判決文構造理解とカード利用

さてそれでは、法的判断の解明にカード利用をどのように組み入れることができるのだろうか。まずは大きくカード利用の二つの局面を区別したい。一つは、既存の判決文の構造を理解する手段としてカードを利用するというものである。それはちょうど、論文や小

説や歴史文書更には説話や慣習など、およそ解釈を必要とするテキスト一般の理解に応用可能である。ここでは認定された事実だけがカードに記載されるのではない。抽象的な説明図式だけがカードを代表するのでもない。判決文を構成していると思われる要素すべてがカードに分割されるのである。

論文その他と同じように判決文も、その論理構造が理路整然と述べられているとは限らない。批判のための論点抽出は既存のテキストをカードに断片化し、それらを空間的に最初から無秩序に並べ直すことによって一層容易になる、と期待される。すぐ後で触れるように、論点抽出が従前とは違う法的ルールを作り出すことができれば望ましい。仮にそうでなくても、法的正当化の形式的構造が明確な図式に示されるならば、既存の判決文理解は遙かに容易になるだろう。というのも、判決文から抽出されるカードの並び替えを当該図式と比較することによって、どのような主張や命題が暗黙のうちに前提されているのかあるいは欠けているのかを、明るみに出すことができるからである。

(2) 法的判断形成過程とカード利用

二つは、法的判断形成過程をカードによって明確に示すという利点である。そのためには、そもそも法的判断がどのような要素から成り立っているかを、あらかじめ大まかにでも述べておかなければならない。

そうすると、一方であらかじめ想定された法的ルール——例えば、不法行為による損害賠償を定めた民法709条——ないし法原理——例えば、他者への加害禁止の原理あるいは事後的賠償の原理——があり、他方では漠然と目の前に展開される対象がある——例えば、交通事故に関する細かな事情全体——。法的ルールは、一般的法原理から見れば一層具体的であるが、漠たる対象の側からすれば、整理された「事実」を作り上げていく指針となりうるかなり一般的な説明図式である。両面から見られたこの法的ルールを以下では「事案のルール」と呼ぶことにしよう。ずいぶんと堅苦しいことばであるが、当該事案を念頭に置きそれを解決するにふさわしい法的ルールという意味で用いたい。「事案のルール」は、類似の例が蓄積されていくとやがては判例法と呼んで差し支えないものに変化する可能性を持つ。確かに判決文には「事案のルール」は明言されていないかもしれない。また、たいていの裁判官にはこのようなルールを明確に提示しようとする意図はないかもしれな

い²²⁾。それにも拘わらず、一方で混沌たる対象に一定の法的秩序を与え、他方で制定法に規定されているかなり抽象的な法的ルールを実際の事案に適合するように変容させるには、このような「事案のルール」を作り上げていくしかない²³⁾。この新しい「事案のルール」の考案こそは、川喜田がパースに言及しながらKJ法の特徴の一つとしてあげるアブダクション（＝仮説的推論）の手続きに含まれるものとして捉えることができる²³⁾。

本稿では具体的な例を挙げながら説明するだけの余裕がない。以下では、法的判断分析と「事案のルール」獲得に向けられた作業を抽象的に説明するにとどめる。そこで、法的判断を構成する要素を①「事案のルール」②事実認定③結論という三つに分解し、これら三要素のいずれを出発点に据えるかで三種類の判断ないし推論を分けてみよう²⁴⁾。そうすると、カード利用の局面を次の五つに大きく分けることができる。一つは①「事案のルール」から出発し、②事実を認定しながら③結論を導くことである。二つは、②事実認定を詳細に検討しつつ、③結論へと至ることを通じて①「事案のルール」を見つけることである。第三に、③結論を先取りし①「事案のルール」を仮定しながら②事実を認定することである。第四に、法原理や法的ルールからもっと具体的で事案に即した①「事案のルール」を導くこともカード利用の一つの可能性である。そして最後に、そもそも混沌たる対象を②「事実」へとまとめ上げていく作業をあげることができる。

(3) カード利用の大前提

右のようなカード利用の可能性を検討する際の大前提として、次の三点を確認しておこう。一つは、抽象的な法原理でもなく制定法に規定されているような法的ルールでもなく、もう少し具体的事案に即した「事案のルール」を新たに作り出すことを目的とするときに、カード利用は最も効果的だということである。その意味でカード利用法は、あまりに抽象的な原理で結論を理由づけることによって、実は直接的感覚の次元だけにとどまろうとする傾向に批判的である。直接的感覚の強調は、その対極にある原理論法の復権と軌を一にする。というのも、直接的感覚の働きを言語的に表現しようとするならば、原理という形以外にないからである。それ故、「事案のルール」による論理構成を更に求めることは、直接的感覚や原理の段階に止まるのではなく、感覚と原理の双方からもっと中間的なルールの構成へと思考を進めるよう促す。先取りされた事実認定によって一挙にあるいは暫定

的に獲得された結論は、ただ単に漠然とした原理の指示に満足することを許さない。更に進んで、原理から「事案のルール」に下降し、他方で事実から「事案のルール」に上昇する契機となるのである。

二つは、制定法に規定されている法的ルールは具体的事案を前に常に解釈を必要としており、もう少し具体的な「事案のルール」に改変されるべきだ、ということである。法解釈は、「法的ルール」と具体的事案に適合する「事案のルール」とを論理的に結びつける役割を果たす。それは必ずしも、「法的ルール」上の文言を分析して別のことばに変換するような形で実現されるのではない。むしろ先立つのは、事案の側から抽象化作用を通じて獲得される「事案のルール」である。解釈は、両者に含まれることばの意味論的整合性を確保する作業なのである²⁵。

第三に、カード化されるのは、法的判断の構成要素すべてであるとはいえ、主に念頭に置かれるのは事案を構成する対象であり認定された事実である。整理する図式の可能性というよりはむしろ、整理されるべき素材こそが混沌たる状態のままカード化される。

それでは、先に述べたカード利用の可能性を以下順次検討してみよう。それぞれの可能性は相互に循環しているから説明が重複することもあるが、できる限り角度をずらして述べてみたい。

六 カード利用と法的判断分析

(1) ①「事案のルール」から出発し、②事実を認定しながら③結論を導く

これは演繹的な判決正当化の順序そのものである。「事案のルール」は、認定された事実を法的に解決するのに最も適切と思われるものが選択される。ただし一定の条件下では、同じ紛争に対して異なった「事案のルール」を適用することが可能な場合もある。典型的には、債務不履行を問う場合と不法行為責任を問う場合である。いずれにせよ、事実に適合するような「事案のルール」が選択されるのだから、②の事実認定を抜きにして①を語ることは事実上不可能である。

一方、事実認定は一般にいう事実認識とは異なる。そもそも事実認識は、常に何らかの実践的関心の下に行われている。同じように事実認定は、訴訟上の事実を一定の手続きに則って当該訴訟の中での事実として認めることである。当事者が争わない事実は認定の対

象にならない。仮に、裁判官自らが様々な証拠を集めていくうちに自ずと別の事実の姿が浮かび上がってくる場合があるとしても、である。あるいは、立証責任を負う当事者がその責任を果たせないとき、主張している事実は存在しないと見なされる。仮に「本当の事実」を訴訟外の誰かが証明してくれる可能性があるとしても、である。このような意味で、認定された事実は訴訟の場で構成された事実である。

この場合、カードが専ら事実認定の素材として用いられるならば、その効用は大きく言って二つある。一つは、あてはめの視覚化である。すなわち、提示された「事案のルール」に含まれる構成要件上のことばに、認定された事実の集積をどのように当てはめていくかという作業を一層理解しやすいように視覚化するのである。それが、当該当てはめの適否を判断する材料を提供してくれるだろう。初学者にとってみれば、「事案のルール」上のことばと認定事実との相応関係を学ぶ絶好の機会になる、と期待される。二つは、右の当てはめがうまくいかないとき、「事案のルール」に適合するように事実がゆがめられる可能性をカード利用が防いでくれる、ということである。当初想定された法的ルールの適用が不都合と思われたならば、別の法的ルールを考えるべきなのである。決して従前のルールに固執すべきではない。況や、事実をねじ曲げてはならない。カード平等主義はそのことを適切に教えてくれるだろう。

(2) ②事実認定を詳細に検討しつつ、③結論へと至ることを通じて①「事案のルール」を見つける

これは帰納的推論ないし判断である。まず事実認定は、カードを虚心坦懐に眺めることから出発する。相互の異同・類似性・関連性などに配慮しながら、カードに記載された断片的事実を認定された一定の事実にまとめ上げていく。次いで、そのまとめ方に応じて、仮にさほど明確ではないとしても結論が導かれる。最後に、認定されまとめ上げられた事実と結論との関連性が「事案のルール」として言語的に表現される。

この推論については三つだけ注意をしておこう。一つは、よく指摘されているように、このようにして獲得される「事案のルール」は必ずしも確実ではないということである。別の例が現れることによって「事案のルール」は修正される可能性がある。(1)での演繹的推論が分析的であるのに比べると、帰納法は蓋然的なのである。

二つには、事実認定の基になる対象がカードに記載されているとするならば、ここでのカードは数え切れないほどの枚数になる可能性が大である、ということである。カードの大海を前にして、認定されるべき事実とそうではない事実とを選び分けるのは、まさに類推の直観の働きによる。付言すれば、そこには既に結論と「事案のルール」が、ぼんやりとしてはいるものの同時進行的にその姿を現してくる。

最後に、類推の直感だけでは結論を導き「事案のルール」を形成するには不十分ではないだろうか、という疑問に触れておこう。確かに、「事案のルール」ではなく一般的な説明図式を作り上げる課題の場合には、カード相互の類似性と異同とを振り分けの基準にするだけでは不十分であろう。加えて、この基準によって作られたカードの集合をお互いにどのように関連づけていくか、が問われる。その関連性のあり方にこそ、説明の説得力と創造性が示されるからである。しかし、法的ルールにあってはルールの形式が予め定まっている。構成要件と法的効果とその主要構成要素である。結論部分に相当する法的効果は、実はそれほどのバリエーションを持たない。むしろ、構成要件の精密化が法的判断の重要課題なのである。つまり、構成された事実相互の関連性にではなく、どのように構成するかという点だけで既に、「事案のルール」形成はほぼ果たされている。類推の直感でほぼ十分である、という事情はここにその理由を持つ。

(3) ③結論を先取りし①「事案のルール」を仮定しながら②事実を認定する

おそらくこの場合がアブダクションに最も近い形である、と思われる²⁹⁾。眼前の対象を一瞥するだけで先取りされる結論がある。そこで、結論を正当化する根拠として「事案のルール」を想定しながら、眼前の事実を当該「事案のルール」に当てはまるような事実として整理するのである。

結論を一挙に獲得するのは、たいていの場合直接的感覚——あるいはルール習熟直観——に由来する。対象の中で何か琴線に触れる側面が際だち、それが結論を理由づけるのである。それ故、対象の複雑な側面は結論と整合的になるように些か単純化されて構成される。このように単純化された事実を説明するには、漠たる原理が最も適合的である。ところがカードに記載された対象を仔細に眺め始めるならば、単純化された事実構成が不十分に思われてくる。一層詳しく眺められた事実の構成は、それを可能にする「事案のルール」

を明晰にするよう求める。原理から「事案のルール」への精密化が始まるのである。ただ、このようにして形成される「事案のルール」は、あくまで仮説的なものに止まっている。後に修正されるばかりか、複数の候補が考えられる可能性は大である。なぜなら、対象を事実にとまとめていく方法は、同じ結論を先取りしたとしても多くの可能性に対して開かれているからである。

一方事実認定は、仮説的に想定された「事案のルール」から眺められそれに適合的なように整理される。混沌たる事実、そのようにして一定の秩序の下に置かれるようになる。「事案のルール」へと当てはめられた事実が構成されるのである。それは、事実の解釈と表現することもできる。

このとき、カードに記載されているのが多様な事実の断片であるならば、そこから何か統一的な事実像を浮かび上がらせる作業は、同時にそれを可能にするルールを探し出すことでもある。基本的にはカード相互の類似性が着目され、その類似性を見る視点をいくつか変更していくことを通じて、最も適切な説明法とそれを可能にするルールが見つけれらるということになる。先取りされた規範的（法的）結論は、その後の思考を促す当座の結節点である。そして勿論、その後の様々な配慮を経て当初の結論が覆る可能性はいつも留保されている。

感覚や直観の次元にそれ相応の配慮をしつつ、そこで獲得される漠たるものをできる限り言語的に明確にルールの形で表現すべきであるならば、その方針に最も適合的なのが、このタイプの推論である。既述のように、このタイプにあっては、何よりも何らかの直観や感覚を働かせることによって結論を先取りすることから出発する。何らかの意味での直感の働きにはそれ相応の位置づけが与えられるべきであろう。しかし他方で、感覚の次元にとどまることなく仮説的ルールをたてることによって、眼前の事実は構成されるべきである。その限りで、目の前の対象に即した事実把握が目指されているのである。

（４）抽象的法原理から①「事案のルール」へ

これは抽象的法原理の具体化であり、解釈という作用が担う。ただし、これも先に指摘したのと同様に、対象が全く与えられていないような状態で原理が具体化されるとは考えにくい。具体化は常に、当面の事案を適切に解決するという課題をにらみながら進行する。

それにも拘わらず解釈について考えるとすれば、法原理に用いられていることばにあてはまる具体的ことばの可能性を意味論的に整合的に探ることである。

「事案のルール」は、常に原理原則との整合性の下に獲得されるとは限らない。むしろ、制定法には法原理をある程度具体化した法的ルールが規定されているのだから、その法的ルールとの整合性の下に「事案のルール」を考える場合もあろう。そのときの法的ルールから「事案のルール」への道筋は、実は法解釈そのものなのである。

(5) 混沌たる対象から②事実認定へ

本稿ではこれまで、対象と事実とはできる限り厳格に区別してきた。しかし、カード化される限りで純然たる対象は存在しない。元々の対象を知りたければ、そのカードに記載された事実を突き抜けそれが構成される手前の段階に踏み込むしかない。印象や感覚と件や体験などが、前途に開けてくるだろう。これに対し、言語表現されるときには既に、念頭に置かれる対象は事実になっている。問題は、その言語表現の次元をどのように捉え、何をどのようにカード化するかである。

七 結びに代えて

本稿では、法的判断理解にカードをどのように利用するかという問いを、更に詳しく扱うことはできなかった。あくまでその可能性について、特にカード利用が「事案のルール」獲得に際してどのように働きうるかを予備的に検討するにとどまった。ただ、全体の方向として次のことは指摘できるのではないか、と思う。すなわち、カード利用は直接的感覚を呼び起こすべく、何よりも対象それ自体にできるだけ虚心坦懐に接するよう求める。対象の中に一種の「事物の本性」が内在していると仮定できるならば、カード利用は類推の直感を駆使することによって、その把握に大きく寄与するのである。それは又、専門法律家がややもすると無意識に依存しているルール習熟直感に対して一定の距離を取り、事案に適合的なルールを発見する大きな手掛かりを提供する。

実際にカード利用を試みて、そこで直面する新たな問題と格闘しながら法的判断理解を深めていくことは、残された課題である。

カード利用による「事案のルール」獲得の可能性

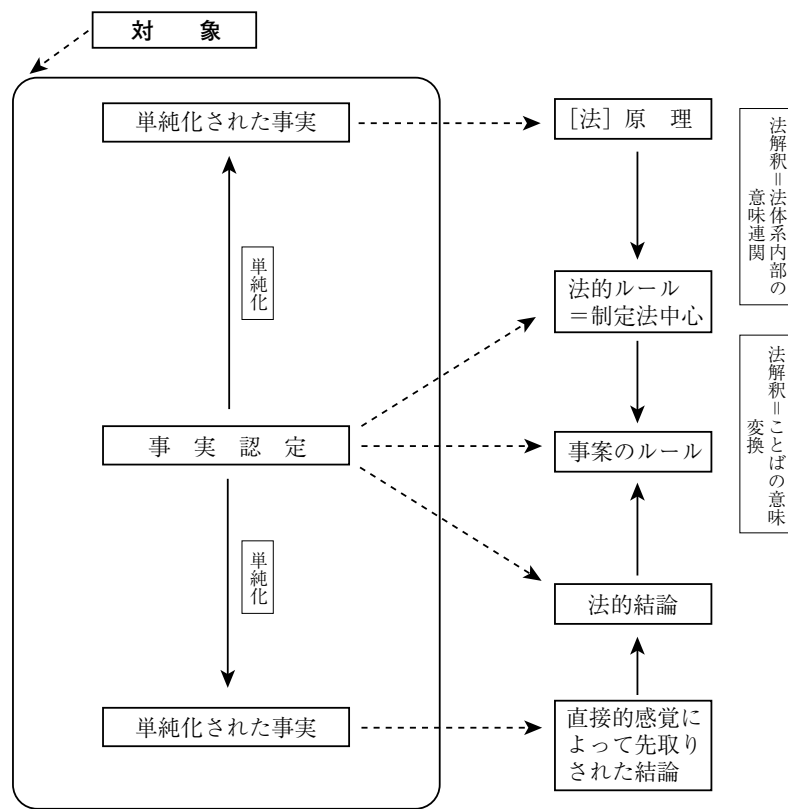
註

- (1) 『第53回東北北海道地区大学一般教育研究会 研究集録』2004年、22-25頁参照。概略については、「東北学院時報」623号（2004年）に「デジタル化時代のアナログ思考——カードによる思考整序の試み——」と題して公にした。本稿は、これら二つを踏まえている。
- (2) KJ法については、川喜田二郎『発想法』（1967年）中公新書，同『続・発想法』（1970年）中公新書，同『KJ法』（1986年）中央公論社などを参照。一時期一世を風靡した観のあるKJ法はその後数々の実践によって洗練されたようであるが、今日さほど言及されてはいないようである。私もどれほどKJ法に習熟しているか怪しい。私の試みは、KJ法を参考にしながら本文後述のような関心のもとにカード利用の可能性を探ることに限定されている。
- (3) カード利用と直結するわけではないが、チームとしての作業を重視する一例として、リナックスを上げることもできよう。L. Torvalds, *Just for Fun*. read by D. Diamond CD 版 2001参照。
- (4) 直観と感覚とは厳密に言えば別物かもしれないが、本稿ではさしあたりほぼ同一のものとして扱う。直観は従来用語法に従っており、感覚は私が強調したいと思っている側面である。両者の異同は本文の論述で徐々に明らかにしたい。
- (5) あるいはそのような形にまとめ直すことが、法の理解にとって有益である。拙著『法的思考のすすめ』（2003年）法律文化社、67頁以下参照。
- (6) 対象を一定の枠組みで整理しそれを言語表現したものを「事実」と呼ぶことにしよう。拙著『法的思考のすすめ』（註5）、33頁参照。
- (7) 法律家の法感覚・法感情ということばを使うことも許されよう。かつてルール懐疑主義者から勘（hunch）と呼ばれたものの一部はルール習熟直観に該当し、一部は直接的感覚である、と言ってよいだろう。
- (8) エンギッシュが嚆矢となり、法律学的解釈学が描き出したような一連の過程がある。K. Engisch, *Die Idee der Konkretisierung in Recht und Rechtswissenschaft unserer Zeit*. 1953. Engisch., *Logische Studien zur Gesetzesanwendung*. 3. Aufl. 1963参照。ただし、法律学的解釈学が強調する制定法以外の法、あるいは先行理解Vorverständnisという観念については本稿で殆ど触れない。J. Esser, *Vorverständnis und Methodenwahl in der Rechtswissenschaft*. 1980. 参照。Kaufmannによれば、ルール習熟直観と直接的感覚とを併せたような感覚、あるいは法感情RechtsgefühlなどがVorverständnisと理解されているようにも見える。A. Kaufmann, “Die Rolle der Abduktion im Rechtsgewinnungsverfahren”. in *Ars Interpretandi*. Bd. 5. 2003. SS. 303-316. 参照。
- (9) 同様のことは、必ずしもルール習熟直観によって先取られる結論についてばかりではなく、以下の本文ですぐに触れる直接的感覚による先取りについても言えるだろう。
- (10) その例として、原島重義『法的判断とは何か』（2001年）、創文社、62頁以下にあげる判決を見よ。但し、結論は妥当だけれども理由付けは論者の感覚にそぐわない、という場合も考えられる。
- (11) これが法律家の間でも異なる可能性は勿論存在する。しかし、法律家相互の間であるならば、法的論理によって鍛えられたルール習熟直観という性質は共有している。
- (12) そうすると、①事案のとらえ方、②結論との結びつけという二点を更に問いかけることが可能になるだろう。①にはその事案特有の因果的連鎖に関する知識が必要とされることもある。法的な洗練とは異なり医学的な感覚が示される例として、『医事判例百選』（1980年）有斐閣の112～113頁に興味深い論評がある。評者の批判的立場の骨子は、事実の推測と因果関係の不明にある。根本には医学的な因果関係について裁判官があまりに無知であることへの警告と読むことができる。ここから私が得たい最も重要な示唆は、事実への視線が医学的因果関係の知識に決定的に左右されているということである。医者としての仕事の蓄積が医療上の因果関係への洞察を深め、今度はその

洞察が、法律家によっては十分捉えられない事実相互の関連性を解き明かす糸口となりうる。習熟されたルールの種類や量が違うことによって事実は異なって見えてくるのである。ただ、本文でさしあたり強調したいのは、①の側面よりはむしろ②の側面に示される規範的な感覚である。その意味で素人の法感覚という表現を用いることも許されるかもしれない。拙稿「障害児との心中事件と法感覚」『創文』458号、(2003年)11-15頁参照。用語にぶれがあるが、本稿で直接的感覚と呼ぶものが、拙稿での「素人の法感覚」に相当する。

- (13) このような情緒的反応から少し離れてもっと一般的にのべるならば、最も基底的部分では、我々の生存にとってどれほどの利益や不利益をもたらすか、という観点が前面に出される。次いで、それぞれの生活の中で接する対象物や人間関係の色合いに応じて特定の側面の重要度が決せられるだろう。
- (14) 例えば、ナチ期の「健全な民族感情」といった標語を想起しよう。感情は、どちらかと言えば結論に対する直接的な規範的反応なのである。O. Behrends, "Von der Freirechtsbewegung zum konkreten Ordnungs- und Gestaltungsdenken" in R. Dreier und W. Sellert(Hrsg.), *Recht und Justiz im "Dritten Reich"*. 1980.SS.34-79.参照。
- (15) 既存の法的ルールそれ自体の妥当性を正面から問いかけることが禁じられているという意味で、法的論理には教義学性がある。それ故、明確化されるべき法的ルールはまずは制定法に明記されているような既存のそれである。しかし実質上は、既存の法的ルールが不適切だと思われる場合、暗黙のうちに事案に対してもっと適合的な形に変えられ、新たに形成されるべきである。本文では、後にそれを「事案のルール」と呼ぼうとする。
- (16) どの程度の抽象度が適切かは、人間の実践活動の関数である。
- (17) 拙著、前掲註(5)で扱った「婚姻予約」はその一例である。
- (18) 予備知識を全然持たない状態で訪れたはじめての土地のように、全く新しい対象ばかりならば、文字通り混沌が支配する。しかし、法的問題解決にあってはたいてい常識的判断が先行する。その際、対象は一定の事案としてそれなりの秩序を与えられる。加えて、一定の法的枠組みを身につけているような人の場合には、目の前の対象を「混沌」として見ることも自体が容易なことではないだろう。
- (19) この種の類推は言語的抽象化を伴わずとも可能である。理想像と現実とを重ね合わせればいいのである。類似のもの相互に共通する性質を抽出するときにはじめて、抽象化の視点が露わになる。
- (20) R. v. Ihering, *Geist des römischen Rechts*. Bd. 2. 1856. S. 365.
- (21) 私的メールによるものではあるが、現職裁判官からそのような趣旨のご意見を伺ったことがある。
- (22) 不法行為による損害賠償の例を挙げた点からも明らかのように、「事案のルール」が法的ルールと同一であることもありうる。しかし通常は、制定法上の法的ルールの文言を別のことばに置き換えることによって「事案のルール」が形成される。無意識にせよ、裁判官はこのような「事案のルール」を作り出しているのである。あるいは、作り出しているものとして再構成することができる。
- (23) 川喜田二郎『発想法』(前掲註(2)), A. Kaufmann, "Die Rolle der Abduktion". (前掲註(8)), 更に, Ders., *Das Verfahren der Rechtsgewinnung*. 1999. Ders., *Grundprobleme der Rechtsphilosophie*. 1994 参照。今までの論述を以下の図にまとめてみよう。

カード利用による「事案のルール」獲得の可能性



(24) この分類は、基本的にA. Kaufmannによっている。A. Kaufmann, "Die Rolle der Abduktion." (前掲註(8)) 参照。彼が指摘するように、更に細かなタイプを分けることも勿論可能である。しかし本稿では、さしあたり簡単な三通りの区別だけで説明を続ける。

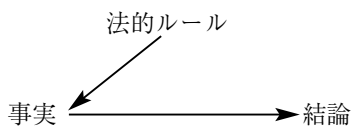
尚、これら三種類のタイプは相互に依存しあっているものであり、お互いがきれいに分断されて理解されるべきではない。タイプ分けは一応出発点に据えるべき要素を強調しているというにすぎない。又、言うまでもないが、実際の法獲得過程はもっと複雑である。というのも、具体的事案は数多くの法的論点を含むのが常だからである。ここでは一応ごく簡単な基本的パターンだけに議論を限定している。複雑な構造はその後に詳細に検討されるべき課題である。

(25) 以下の図を参照。

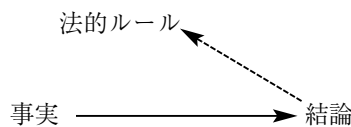
カウフマンの説明によると、法的判断を単純化するならば、次の3タイプに分けられる (A.Kaufmann, *Das Verfahren der Rechtsgewinnung*. (註23) S.53)。

—————→ は確実な推論, - - - - -→ は不確実な推論を示す。

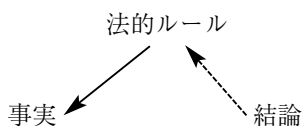
(1) deduction (演繹)



(2) induction (帰納)



(3) abduction (仮説的推論)



- (26) パースが上げるアブダクションの例は、あたかも探偵が「事件」を解き明かしていくプロセスに似ている。仮説を立てる推論の一例は次のようなものである。規則——この袋から出る豆はすべて白い。結果——ここにある豆は白い。事例——ここにある豆はこの袋から出たものだ。Peirce, *Collected Papers*. vol.2. p.623有馬道子『パースの記号論』（2001年）、岩波書店、10頁から訳語をそのまま借用した。本稿で問題にしている法的判断の場合には、結論が右の「結果」に該当する。本稿での結論は規範的判断であるということを除くと、推論自体を法的判断に応用することは可能である。結果として示された「豆は白い」という判断とは別の特徴付けが事例として現れてくる。眼前の豆は全く異なった相の下に見られるのである。その意味で、豆の認識は拡大する。それを可能にするのが、規則に他ならない。